

別記様式第 1 号

旭市活第 253 号
令和 4 年 7 月 21 日

旭川市情報公開・個人情報保護委員会
会 長 様

旭川市長職務代理者
旭川市副市長 中村 寧 印

(保有) 個人情報の
収集
目的外利用
外部提供
オンライン結合による外部提供
 に関する意見について

次の(保有)個人情報の取扱いについて、旭川市個人情報保護条例第7条第1項第2号の規定により、意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	旭川市地域情報共有プラットフォームシステムにおける個人情報の収集及び提供に係る事務
個人情報取扱事務の根拠法令等	なし
(保有) 個人情報の内容	プラットフォームを利用する個人アカウントのうち、任意の町内会等の会員として登録された者の情報(氏名・住所等)
収集先、利用先又は提供先	収集先：プラットフォームを利用する個人アカウントのうち、任意の町内会等の会員として登録された者 利用先又は提供先：当該個人が所属する町内会等の役員
本人以外から収集を行う目的又は利用する目的	なし
提供の方法	(オンライン結合の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有) 別紙のとおり
提供の条件	別紙のとおり
利用期間	別紙のとおり
管理方法	別紙のとおり
担当課	市民生活部市民活動課市民活動係 電話 25-6012 番 内線 3514
備考	

旭川市地域情報共有プラットフォームシステムにおける個人情報の収集及び提供に係る事務 における個人情報のオンライン結合による外部提供について

1 個人情報取扱事務の名称

旭川市地域情報共有プラットフォームシステムにおける個人情報の収集及び提供に係る事務

2 事務の概要

(1) 旭川市地域情報共有プラットフォーム開発事業の趣旨

「旭川市地域情報共有プラットフォームシステム」は、令和4年度新規事業「旭川市地域情報共有プラットフォーム開発事業」において新規に構築するシステムである。

「旭川市地域情報共有プラットフォーム開発事業」の趣旨は、本市における安心・安全なまちづくりの重要な担い手である「町内会等（町内会・自治会）」が抱える次のような課題の解決をするものである。

旭川市における町内会等を取り巻く状況として、近年の核家族化、単身世帯や共働き世帯の増加等が原因となり、地域のつながりの希薄化が年々進行している。こうした中、地域に住む住民が町内会等とのかかわるきっかけや、町内会等に関する情報を得る機会が減ることによって、加入率の低下や参加者の減少に伴う活動の停滞といった課題に直面している。

また、仕事や育児等で日々の暮らしに時間的余裕の少ない世帯の場合、回覧板（紙）や対面によるコミュニケーションが主である町内会等の活動に参加するための時間が取れず、その結果、活動の中心的担い手となる役員の減少や一部役員への業務負担集中といった課題が浮き彫りとなってきている。

このように、情報化社会の発展によりデジタル化や効率化が進む現代社会と、アナログ中心の町内会等の活動の間に生じるギャップの広がりや、町内会等への参加のしづらさにつながっているのではないかと考える。

そこで、今年度新たに「旭川市地域情報共有プラットフォーム」を構築し、デジタルツールを活用して町内会等の情報を効率的に発信・受信することによって、町内会等未加入世帯や加入していても活動に参加することの少ない世帯等が町内会等へ関心を持つきっかけを創り出すとともに、情報共有の効率化により町内会等の役員の業務負担の軽減を図る。このことによって、町内会等の加入率の向上及び活動への参加者の増加、並びに役員の担い手の増加等といった効果を期待するものである。

なお、町内会等の構成員には高齢者などのデジタルツールの仕様に不慣れな層が一定数いることから、当該プラットフォームを利用するかどうかは、各町内会等ごとの実態を踏まえ必要性を判断いただくことを想定している。現行の回覧板との共存についても、今後、開発業務受託者や地域住民と協議しながら検討を進める。

(2) 当該システムにおける個人情報の収集及び提供に係る事務の趣旨

ア プラットフォーム全体としての個人情報の収集について

「旭川市地域情報共有プラットフォームシステム」では、利用する個人アカウントに係る情報を収集し、活用することによって利用者にとって効率的かつ分かりやすく地域の情報を届けることを目指している。例えば、利用者の住むエリアの情報を活用することによって、住んでいる地域に関する情報を受け取ることができ、逆に遠く離れたエリアの情報は不要なので受け取らない、といった利便性向上が期待できる。もう一つ例示するとすれば、利用者の年齢（もしくは年代）の情報を活用することによって、ライフステージに合ったタイミングで必要な行政サービスの情報を受け取ることもできる。これら個人の情報の収集について、どこまでを対象範囲とするかは地域住民の声を聴きながら決定していくこととなる。

イ オンライン結合に関連する町内会等グループ機能における個人情報の提供について

プラットフォームでは、利用を希望する町内会等に対し、会員のみで構成されるグループ機能の実装を想定している。当該グループにおける機能として、電子回覧板による役員から会員に向けた配信機能、行事の出欠確認等のための会員向けアンケート機能、会員間でコミュニケーションが取れる掲示板機能等の実装を予定しており、町内会等における情報共有の効率化や充実を目指している。

このグループ機能の管理に関し、プラットフォームシステム全体の管理運用は本市が担うものの、各町内会等グループ内の情報発信・会員加入状況等の管理運用もすべて本市が担うとなると、膨大な情報処理に時間がかかったり、町内会側に申請手続の負担がかかるなどの不便が生じる。そのため、市が有するシステム管理権限のうち、各町内会等グループの管理権限を当該町内会等の役員へ委任することにより、迅速な情報共有、実態に即した会員管理が可能となり、グループ機能の利便性向上にもつながると期待される。

このため、町内会等グループの管理に必要な会員の個人情報（氏名、住所等）について、旭川市が管理するデータベースから当該システムを通じて、グループ管理権限の委任を受けた町内会等の役員へ提供する。

なお、当該システムにおいて市が収集する個人情報、及びオンライン結合により外部提供する個人情報の内容（例：氏名・住所等）は、今年度中に実施する「旭川市地域情報共有プラットフォーム開発業務委託契約」において、旭川市と受託者である開発事業者とが実際に地域住民等へヒアリング等を行い、地域住民のニーズを踏まえた上で協議・要件定義を行うことにより、最終的に決定する見込みである。

3 オンライン結合により保有個人情報を提供することの公益的効果およびその効果

2(1) に述べる当該システムが目指す課題解決のためには、システム上で行われる町内会等グループ内の情報共有が適切に行われる必要がある。また、当該システムの運用開始後においても、既存の回覧板を用いた情報共有は一部地域で継続して行われることが想定されるため、情報発信が重複し受信者にとって煩雑にならないよう、「当該システムの活用により誰

にどの情報が届いたか」を発信者が把握できることが必須となる。

そのため、旭川市が保有するデータベースに保管されている各個人アカウントの個人情報のうち、会員個人を特定するために必要な情報（氏名、住所等）を町内会等の役員等が管理する町内会等管理者アカウントへ提供するためのオンライン結合が必要となる。

4 オンライン結合により提供する情報の流れについて

(1) システムを利用する個人アカウントの情報の収集

システムを利用する個人は、最初にアカウント設定を行う。初回起動時、プラットフォームの管理運営上必要な個人情報（氏名、住所等 ※情報の詳細な内容は2(2)にあるとおり、契約後の要件定義で決定）について入力する。入力されたデータは、旭川市が管理する当該システムのデータベースに保管される。

(2) 収集した個人情報の管理方法

各個人アカウントから収集した個人情報は、旭川市地域情報共有プラットフォームシステムのデータベースへ保存される。データベースを格納するサーバの環境（オンプレミス型^{※1}・クラウド型^{※2}）や管理体制については、今年度中に実施する「旭川市地域情報共有プラットフォーム開発業務委託契約」の受託事業者決定後に、開発事業者との協議により決定するものとするが、災害に強く安全な場所への設置や常時監視体制を取るなど安全面の対策を講じるほか、緊急時のアクセス集中等に耐えうるよう、可用性及び冗長性を担保された環境とすることなどを契約時の仕様書に明示することとする。

※1 オンプレミス型・・・サーバを自社の建物内に設置し、自社で直接運用を行う形態

※2 クラウド型……………オンライン上のサーバで提供されているシステムを、インターネットを
経由して利用する形態

(3) システムからオンライン結合による外部提供

当該システムのデータサーバに保管された個人情報のうち、各町内会等に所属しているとして登録された個人アカウントに係る情報について、インターネット回線により提供する。なお、提供の際にはパスワードによるログインを求めるなど、その町内会等の管理権限の一部を有する役員であることを証明する手続きを要するものとする。

このオンライン結合による外部提供の際のセキュリティ確保の詳細については、地域住民とのヒアリング等を踏まえた本市と開発事業者との協議による要件定義において決定するものとする。

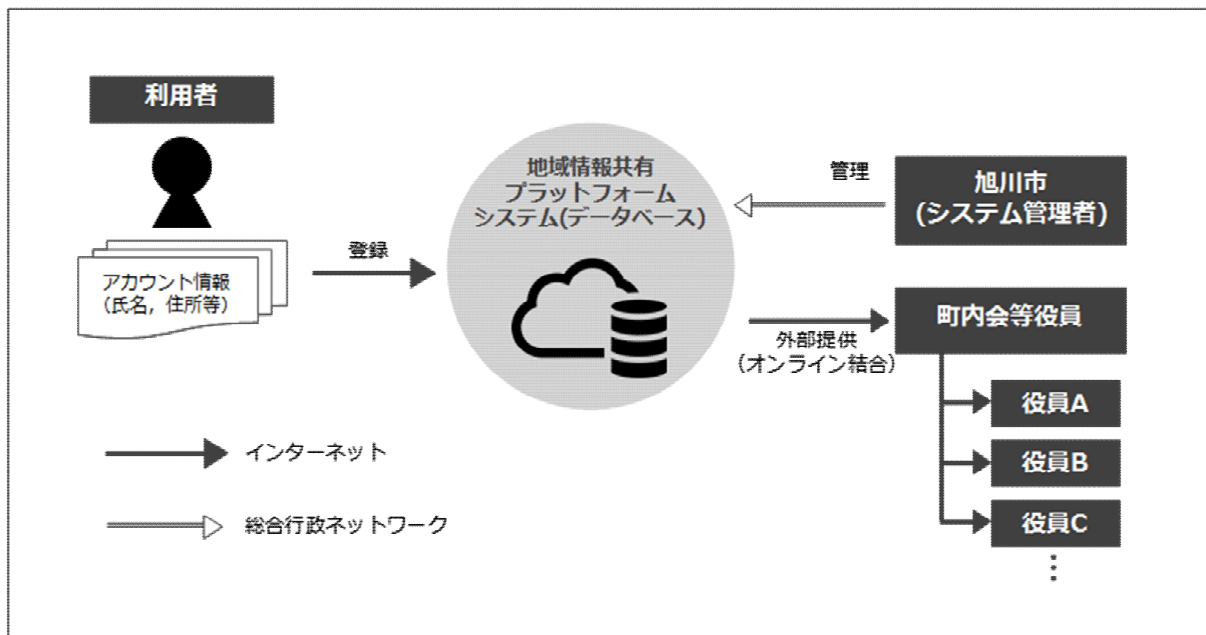


図 プラットフォームにおけるオンライン結合のイメージ

5 オンライン結合により提供する個人情報とその相手方

(1) 提供する個人情報

旭川市が保有するデータベースに保管されている各個人アカウントの個人情報のうち、各町内会等に所属する会員個人を特定するために必要な情報（氏名、住所等）

(2) 提供する情報の相手方

当該システムを利用する個人

6 オンライン結合による外部提供の相手方について

当該システムの利用を希望する町内会等において、グループの管理を担う役員とする。ただし上記イメージ図にもあるとおり、各町内会等においてどの役職（会長・副会長・総務部長・・・等、町内会等には多様な役職が存在する）が管理を担うか、それは単独なのか複数なのか等についても、各町内会の実態によるものである。このことについて、グループ管理権限の委譲範囲をどこまで設定するかについても、地域住民とのヒアリング等を踏まえた本市と開発事業者との協議による要件定義において決定するものとする。

7 オンライン結合により個人情報を提供する相手方に付する条件

旭川市地域情報共有プラットフォーム運営業務において必要な限度で提供する。提供の際には、個人情報漏えい、滅失又は既存の防止その他適切な管理のために必要な条件を具体的に付すこととする。この必要条件の内容については、地域住民とのヒアリング等を踏まえた本市と開発事業者との協議による要件定義において収集及び提供する個人情報の内容を決定した後に定めるものとする。

8 オンライン結合による個人情報提供の手段及びセキュリティの確保

当該情報提供の手段及びセキュリティ体制については、今年度中に実施する「旭川市地域情報共有プラットフォーム開発業務委託契約」の受託事業者決定後に、開発事業者との協議により決定するものとする。

なおその際には、個人情報保護及び情報セキュリティの確保に関する関係法令・ガイドライン等を遵守し、プラットフォームの適切な運用に努めるものとする。

9 オンライン結合による外部提供の利用期間

令和4年度「旭川市地域情報共有プラットフォーム開発業務委託」の期間において、システムの試験運用を行う際に提供を開始する。なおこのオンライン結合による外部提供は、システムの運用終了まで続くものと考えられる。